

令和3年3月30日

指定障がい福祉サービス事業者等代表者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
運 営 指 導 課 長

令和3年度報酬改定等に伴う基本報酬及び加算の届出について（通知）

平素より本市障がい福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和3年度報酬改定等に伴い、一部のサービスについて基本報酬の見直し、加算の新設又は算定要件の見直しがあります。通常、介護給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、加算を算定する前月の15日までに届出が必要ですが、国の報酬告示時期を踏まえ、今回新設又は変更される加算については、令和3年4月30日(金)【消印有効】まで提出期限を延長しますので、次により加算の届出を行っていただくようお知らせします。(令和3年4月15日(木)までの消印でご提出いただいた届出は、本年5月10日までに請求される内容に反映されますが、令和3年4月16日(金)以降の消印の届出は、本年6月以降に過誤申立てにより再請求していただくこととなりますので、ご了承ください。)

なお、本通知では、全ての変更内容を詳細に掲載できませんので、各事業者におかれては、厚生労働省及び本市のホームページ等をご確認いただき、十分にご検討いただいたうえで、届出を行ってください。

記

1. 基本報酬が見直しされるサービスについて

次のサービスについては、報酬改定により基本報酬の見直しがなされます。

該当する以下のサービスの指定を受けている事業所（全事業所）におかれては、令和3年度の基本報酬の算定に必要なため、必ず届出を行ってください。

なお、必要書類については「6. 届出に必要な書類について」を、届出期限については「5. 届出期限について」をご参照ください。

① 就労移行支援

別紙1の障がい福祉サービス①就労移行支援を参照

② 就労継続支援A型

別紙1の障がい福祉サービス②就労継続支援A型を参照

③ 就労継続支援B型

別紙1の障がい福祉サービス③就労継続支援B型を参照

④ 就労定着支援

別紙1の障がい福祉サービス④就労定着支援を参照

⑤ 地域移行支援

別紙1の障がい福祉サービス⑤地域移行支援を参照

⑥ 計画相談支援（障がい児相談支援）

別紙1の障がい福祉サービス⑥計画相談支援（障がい児相談支援）を参照

※特定事業所加算が廃止され、新たに段階別の基本報酬区分が創設されます。

⑦ 放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児以外）

別紙1の障がい児通所支援①放課後等デイサービスを参照

⑧ 障がい児相談支援（計画相談支援）

別紙1の障がい福祉サービス⑥計画相談支援（障がい児相談支援）を参照《再掲》

※従前の加算の算定等にかかる手続きとは別に、新たに報酬改定に関するページを作成しましたので、詳細や各種届出様式はこちらからダウンロードしてください。

くらし ⇒健康・医療・福祉⇒障がいのある方へ⇒障害者総合支援法とは⇒障害者総合支援法⇒令和3年度報酬改定等に伴う基本報酬及び加算の届出について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000529648.html>

2. 要件が見直しされる加算について

次の加算については、報酬改定により加算要件等の見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、4月から新たに当該加算を算定される事業所は、令和3年4月30日（金）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

必要書類については「6. 届出に必要な書類について」を、届出期限については「5. 届出期限について」をご参照ください。

なお、新設・見直しされる各加算の要件等については、別紙2をご参照ください。

令和2年度に★印の加算を算定されている事業所については、見直しによる届出が必須です。

障がい福祉サービス

- ・ピアサポート体制加算【新設】（自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- ・居住支援連携体制加算【新設】（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）
- ・常勤看護職員等配置加算【見直し】（生活介護）
- ・重度障害者支援加算【見直し】（生活介護）
- ・口腔衛生管理体制加算【新設】（施設入所支援）
- ・医療的ケア対応支援加算【新設】（共同生活援助）
- ・強度行動障害体験利用加算【新設】（共同生活援助）
- ・夜間支援等体制加算【見直し】（共同生活援助）
- ・福祉専門職員配置等加算【見直し】（就労継続支援A型・就労継続支援B型）
- ・主任相談支援専門員配置加算【新設】（計画相談支援、障がい児相談支援）

障がい児支援

- ・看護職員加配加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・児童指導員等加配加算【見直し】及び専門的支援加算【新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）★
- ・福祉専門職員配置等加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）
- ・重度障害児支援加算【見直し】及び小規模グループケア加算【新設】（障がい児入所支援）
- ・ソーシャルワーカー配置加算【新設】（障がい児入所支援、医療型障がい児入所施設）
- ・看護職員配置加算【見直し】（障がい児入所支援）
- ・強度行動障害児特別支援加算【新設】（医療型障がい児入所施設）
- ・小規模グループケア加算【見直し】（医療型障がい児入所施設）

※従前の加算の算定等にかかる手続きとは別に、新たに報酬改定に関するページを作成しましたので、詳細や各種届出様式はこちらからダウンロードしてください。

くらし ⇒健康・医療・福祉⇒障がいのある方へ⇒障害者総合支援法とは⇒障害者総合支援法⇒令和3年度報酬改定等に伴う基本報酬及び加算の届出について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000529648.html>

3. 前年度の実績等により見直しが必要な加算等の届出について

各種加算等において年度毎に算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算等を算定している事業所は、年度当初に事業所において自己点検を行ってください。

前年度実績等により4月から変更が生じる事業所については、令和3年4月30日(金)(消印有効)までに郵送にて必要書類を送付してください。加算区分に変更が無ければ、届出は不要です。

必要書類については「6. 届出に必要な書類について」を、届出期限については「5. 届出期限について」をご参照ください。

【前年度平均利用者数等が算定に関わる加算等】

- ・人員配置体制加算(療養介護、生活介護)
- ・視覚・聴覚言語障害者支援加算(生活介護、共同生活援助、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
- ・就労移行支援体制加算(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
- ・移行準備支援体制加算(I)(就労移行支援)
- ・重度者支援体制加算(就労継続支援A型、就労継続支援B型)
- ・目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)
- ・就労定着実績体制加算(就労定着支援)
- ・児童発達支援における報酬区分(主として重症心身障がい児以外、児童発達支援センター以外)

※従前の加算の算定等にかかる手続きとは別に、新たに報酬改定に関するページを作成しましたので、詳細や各種届出様式はこちらからダウンロードしてください。

くらし ⇒健康・医療・福祉⇒障がいのある方へ⇒障害者総合支援法とは⇒障害者総合支援法⇒令和3年度報酬改定等に伴う基本報酬及び加算の届出について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000529648.html>

4. 届出方法

送付による届出(送付以外の方法では受付できません。)

※令和3年4月1日から算定を行う、新設・見直し・新たな算定のいずれの場合についても、送付による届出とします。

5. 届出期限について

令和3年4月30日(金)【消印有効】

※期限までに届出がない場合は令和3年4月1日からの算定はできません。

※また、届出後においても、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は、過誤調整の対象となることを、念のため申し添えます。

※令和3年4月15日(木)までの消印でご提出いただいた届出は、本年5月10日までに請求され

る内容に反映されますが、令和3年4月16日(金)以降の消印の届出は、本年6月以降に過誤申立てにより再請求していただくこととなりますので、ご了承ください。

6. 届出に必要な書類について

- (1) 加算届連絡票（令和3年度報酬改定一斉提出用）
- (2) 変更届（様式第3号）
- (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (4) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- (5) 介給別紙
- (6) 誓約書
- (7) 返信用封筒（返送に必要な金額の切手を貼付したもの）

受付印を押印した連絡票控えの返信を希望される場合は、返信用封筒に入れて返送しますので、返送先を明記のうえ同封してください。返送を希望されない場合は不要です。

※令和3年度「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」については、今回の報酬改定に伴う一斉提出とは別で届出（送付）を行ってください。

7. 送付先

〒541-0055

大阪府中央区船場中央三丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階
大阪府福祉局障がい者施策部運営指導課（指定担当）

8. その他

(1) 報酬改定等にかかる質問について、電話、FAX 又はメールでもご質問を受け付けています。FAX 若しくは電話にて順次折り返しでの回答をさせていただきますので、FAX 又はメールでお問い合わせの場合は、回答先の電話番号・FAX 番号及びご担当者を漏れなくご記入ください。年度末、年度当初については、お電話が混み合うため、つながりにくい場合があります。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

(2) 地方公共団体が実施する行政手続に係る押印の見直しについて、国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的として、令和2年12月18日付け、内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されました。

つきましては、令和3年4月から指定申請等にかかる各種提出書類の押印手続きを見直すこととしますので、お知らせします。令和3年4月1日以降に届出いただく書類への押印が不要になるため、一部書類から押印の記載を除いています。

【お問い合わせ先】

障がい者施策部運営指導課 指定担当

電 話：06-6241-6520 音声ガイダンス①

ファックス：06-6241-6608

メール：uneishidou2@city.osaka.lg.jp